

保護者・地域の皆さまへ

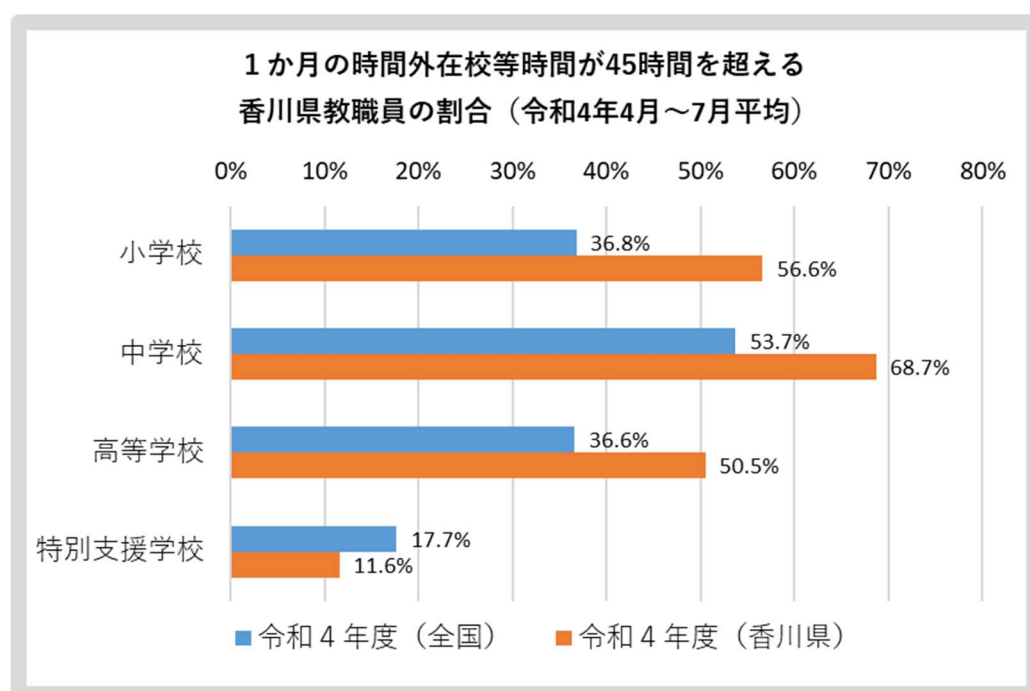
教員が、児童・生徒と向き合う時間を
確保できる取組にご理解、ご協力
をお願いします



「学校における働き方改革」は、教員が児童・生徒の未来につながる力を育むため、教育活動に全力投球することができる環境づくりに必要です。

香川県教育委員会では、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置やICTによる業務効率化など、教員の負担軽減に向けた取組を行っています。

しかし、下記グラフのとおり、依然として**県内の教員は時間外在校等時間（※）が全国的に見ても長く、これからも一層「学校における働き方改革」を進めていく必要があります。**※公立学校職員の勤務時間は県条例で1週間当たり38時間45分と定められていますが、これを超えた在校等の時間を指します。



文部科学省は「学校における働き方改革」の最終的な目的を“学校教育の質の向上を通じた「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」である”とし、そのための方策のひとつとして、「学校・教員が担う業務に係る3分類」に基づく取組を徹底することとしています。

「学校・教員が担う業務に係る3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。 	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。 	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等） ※給食時の対応は、食に関する指導や給食指導と、食物アレルギーへの対応等の安全管理を必要とし、教師に課せられる注意義務の範囲については、事故防止を最優先として過度で複雑な対応を行うことまでを求めてはならない。 ※支援が必要な児童生徒・家庭への対応には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材等の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべき。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）
（第213号）（平成31年1月「中央教育審議会答申」参照）

香川県教育委員会から保護者・地域の皆さまへ

日頃から香川県の教育行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、児童・生徒が抱える課題は複雑化・困難化し、教員を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。児童・生徒のより良い教育環境を実現するためには、学校・家庭・地域が連携・分担することが重要です。

社会全体で学校や教員を支えることで、教員が全力で児童・生徒と向き合う時間を確保することができるよう、上記3分類に基づいた業務の適正化にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

香川県教育委員会では「香川県教育基本計画」の中で「学校における働き方改革の推進」を掲げ、取り組んでいます。

→ 詳しくはこちらのQRコードからご覧ください。

